

資料9 「市民意見交換会」及び「パブリックコメント」の策定委員会取り扱い方針

	体系分類	発言・意見の要旨	取り扱い方針
1	障害のある人の雇用と自立支援の推進	就労支援の構築に期待している。今まさに、学校・ハローワーク・通所施設・企業・行政が連携していくことが求められている。特に、養護学校卒業後のケアができるよう、一度失敗しても再チャレンジできる訓練機関とか支援体制を具体的に進めてもらいたい。学校側と一緒に連携を進めていきたいと考えている。	117ページ・124ページに重点施策として就労支援センターの設置とネットワークの構築等について記載しています。
2	障害のある人の雇用と自立支援の推進	就職後のケアが必要との意見があったが、産業カウンセリング等のケアも必要と考えるが、同じ意見ということか。	117ページ・124ページに重点施策として就労支援センターの設置とネットワークの構築等について記載しているとおり、就労支援ネットワークの確立を図ります。
3	障害のある人の雇用と自立支援の推進	障害者自立支援法が成立したことにより、18年度以降の養護学校卒業生は今までとは違う雇用になるのでは？就労支援の方法も変わってくるのか？親としては情報が欲しい。そのような情報も入りやすいようにしてもらいたい。	117ページ・124ページに記載しましたネットワークの構築の中に情報提供も含むと考えます。
4	障害のある人の雇用と自立支援の推進	障害者も働きたいとの希望はあるが、病気を抱えたり具合の悪い人へのフォロー、職業訓練のための通学援助も必要と考える。障害にあった働き方も考えてもらいたい。それと、就労継続のためのサポートも。	117ページ・124ページに重点施策として就労支援センターの設置とネットワークの構築等について記載しています。
5	障害のある人の雇用と自立支援の推進	精神障害者を支援する立場から、働きたい気持ちはあっても場所がない。そういう中でモチベーションを持続するのは大変なこと。就労意欲がなくなるようなサービスが必要と考える。	117ページ・124ページに重点施策として就労支援センターの設置とネットワークの構築等について記載してありますが、特に就労支援ネットワークの構築の中で検討していきます。
6	障害のある人の雇用と自立支援の推進	福祉的就労については充実しているが、一般就労については、企業に対してどのように働きかけていくのか、市内の企業には働きかけてほしい。今後は福祉的就労が先細りになって一般就労へと流れていくのかと不安になる。	一般就労に向けた自立就労支援を重点施策としていますが、124ページに通所施設などの整備・充実も挙げてあり、福祉的就労の充実も図っていきます。
7	障害のある人の雇用と自立支援の推進	障害者雇用促進法での障害者雇用率向上に期待するが、行政の応援がないと実現しない。委員会など作るようなら参加したい。就労支援センターを実現してほしい。	117ページ・124ページに重点施策として就労支援センターの設置とネットワークの構築等について記載しており、特に就労支援センターの設置と明記しています。
8	障害のある人の雇用と自立支援の推進	難病者も就労支援の対象に入れてほしい。	就労支援センターで検討します。
9	障害のある人の雇用と自立支援の推進	学校教育とネットして就労支援センターが核となってほしい。	117ページ・124ページに重点施策として就労支援の構築について記載しました。
10	障害のある人の雇用と自立支援の推進	16年度に小規模授産施設の実績があった。今後も増やしてほしい。	124ページ「通所施設などの整備・充実」に記載しました。
11	障害のある人の雇用と自立支援の推進	障害者の自立支援・就労支援の受け皿のために、本市にも、新宿区の東京コロニーのような専門的な学習機会の設置を、クリエイティブなセンスのある障害者にデザイン等の勉強が出来る機会を。	117ページ・124ページに重点施策として就労支援センターの設置とネットワークの構築等について記載しており、就労ネットワークの中で具体的に検討します。
12	外出支援	リフトつき車両の貸し出しをしてほしい。	外出支援の推進は記載していますが、車両の貸し出しという具体的な事業については、ニーズ調査などが必要と考えます。
13	社会参加	お互いに仲よくなる、いわばサロンのような学習会などで近所づき合いを通しての情報交換をもっと頻りにやったらどうか。	64ページ「社会参加の促進」に記載しています。
14	生きがいづくり	これからは地域の中でコミセンのように歩いていける身近な場所に放課後等気持ちよく過ごせる場が欲しい。	124ページ「放課後対策の充実」に記載しました。
15	生きがいづくり	学童保育では障害のお子さんは3年生まで受け入れているが4年生以降も見てほしい。	124ページ「放課後対策の充実」の記述に学童クラブの文言を追加しました。
16	生きがいづくり	障害児の学童保育は他市区では6年生まで置いてくれるが、武蔵野市は4年生で出なければいけない。	124ページ「放課後対策の充実」の記述に学童クラブの文言を追加しました。
17	生きがいづくり	養護学校に通っている子どもたちが地域で安心して過ごせる場が欲しい。	124ページ「放課後対策の充実」の記述に学童クラブの文言を追加しました。
18	生きがいづくり	障害者自立支援法では3障害一律といわれているが、学童保育の問題も同じように考えてほしい。	124ページ「放課後対策の充実」の記述に学童クラブの文言を追加しました。
19	生きがいづくり	活動の場づくりのみならず、移動の問題、見守りの問題もある。地域デイ充実について、親が無理で委託を検討。受け手が見つからない。充実はどうしていくか。	124ページ「放課後対策の充実」の記述に学童クラブの文言を追加しました。
20	生きがいづくり	子供クラブは、働いている親に負担。放課後に焦点を当てて、委員の意見を伺いたい。	124ページ「放課後対策の充実」の記述に学童クラブの文言を追加しました。
21	生きがいづくり	障害児の学童クラブの利用が3年生までなど非現実的。しかも養護、私立学校は対象になっていない。学童クラブに障害児が抜けている。盛り込むべき。	124ページ「放課後対策の充実」の記述に学童クラブの文言を追加しました。

\*「取り扱い方針」欄に記載のページは本計画書の記載箇所に合わせてありますが、参加者の発言・意見の要旨は「中間のまとめ」に対するものとなっております。

	体系分類	発言・意見の要旨	取り扱い方針
22	団塊世代	ここ数年で定年退職を迎える団塊世代の受け入れについて	団塊世代の地域への受け入れについては、32ページに記載しています。
23	団塊世代	「おとばの会」に参加しているが具体的な活動のめどが立っていない。市民団体と行政がうまくマッチして具体的な活動をするまで至っていない。行政と市民団体がうまく結合して具体的な方策や活動方針を。	「おとばの会」は、定年退職して地域に戻ってきた人が地域で活動するためのきっかけづくりの場として始まりました。皆さんでアイデアを出し合う中から具体的な案や活動等が出てきた段階で支援策等を検討していきます。 31ページに、団塊世代による、地域貢献活動を実践する団体との協働の仕組みづくりを検討する旨追加しました。
24	地域の福祉力	地域社協の活動拠点としてコミュニティセンターを十分に活用できるように、コミュニティ研究連絡会や行政内部での協議をしてほしい。	地域社協の拠点については、まずコミュニティセンターの活用を第一に検討し、担い手同士が排除し合わないことを基本に「福祉でまちづくり」を進めます。
25	地域の福祉力	地域社協には福祉の分野だけでなく防災から防犯から何から何まで話が来る。資格も専門性もなく熱意と善意だけでやっている。計画案で求められていることを見ると熱意と善意だけではとてもできない。コミュニティは拠点も活動費もあるが、地域社協には拠点がなく活動費は年間40万円しかない。拠点と財政面と専門家との連携と研修制度の確立を図ってほしい。 また、地域社協にはその特徴に幅があり受けられるのか、受けられないか地域によって違う。地域社協でやれない部分をはっきりさせてからでないと穴が開いてしまう。 研修で底上げが必要だし、パトタッチする若手が少ない。	地域社協活動の地域特性や多様性について33ページに記載を追加しました。 32ページで、さまざまな地域資源の連携を記載しています。 37ページで、地域福祉活動コーディネーターの育成、地域リーダーの養成について記載しています。
26	地域の福祉力	コミュニティセンターは地域の中心であり、活動するときの核だが、果たしている機能、今後の機能についての記述がない。コミセンとの協働パートナーシップをどうするかしっかりと位置付けて。 コミセンはコミュニティづくりの核であり、まちづくりの核なので計画の中できちっとした位置付けを。	コミュニティセンターの位置づけについては、20ページに記載のとおり、コミュニティ構想により明確になっていると考えます。コミュニティセンター(運営協議会)が地域社協に限らず、多様な地域活動のコーディネーター役を担うことができないか、地域社協の拠点づくりの課題と併せて議論が必要と考えますが、計画での位置付けができるまでは煮詰まっていないと考えます。地域の福祉は地域社協のみで負うものでなく、地域のさまざまな団体の協働が必要と考えています。
27	地域の福祉力	地域社協について、拠点はコミセンであると受け取れるように書いてある。地域福祉計画案のみならず防災・子育てなどに関しても、地域社協は実に多様な役割の担い手を期待されており、また若手の育成という緊急の課題も持っている。これだけの役割を本当に期待するのであれば、拠点やコーディネーターが必要。地域社協の拠点を組み込む形でテンミリオンハウスを作るということを書き込んでほしい。	地域社協の拠点はテンミリオンハウスだけでなく、コミセンや他の資源を含めて考えていく必要があると考えています。地域福祉活動コーディネーターにつきましては37ページで記載しています。 テンミリオンハウスのあり方の検討について72ページに記載のとおり記述を変更しました。
28	地域の福祉力	交通バリアフリーがなかなか進まない。ムーパスを車椅子対応に、また三鷹駅北口、吉祥寺駅にエレベーターの設置を。	三鷹駅北口エレベーターは平成18年2月に稼動しました。 バリアフリーについては、36・132ページに記載しました。
29	地域の福祉力	エレベーターが三鷹の駅にない。三鷹の駅は上りのエスカレーターはあるけど、下りがない	三鷹駅北口のエレベーター、下りエスカレーターは、平成18年2月に稼動しました。
30	福祉のまちづくり	地域福祉の基盤を支えるにはボランティアが非常に大切。地域の助け合いネットワーク、地域社協、いろいろな団体の中へ若い方の参加がなかなか得られない。活動に若い方が入ってきてもらえないと、今後は継続ができない。若い方への参加の意欲、ボランティア制度とかいろいろところでアプローチしてもらえれば。	ボランティアについては、37ページで「ボランティアセンター武蔵野」の強化を記載していますが、併せて学校教育におけるボランティア体験を促進し、ボランティア活動に興味がある環境づくりを推進していきます。
31	福祉のまちづくり	地域の現実の問題を若い人(中高大学生)に伝える機会が多くあれば良い。	37ページで、ボランティア体験の促進という項目で記載し、子どもたちがボランティア活動に興味を持てる環境づくりを推進します。
32	福祉のまちづくり	当事者やその支援者等の自主グループ活動を育成・支援していく人材を行政から投入し、同じようなニーズや社会的背景を持つ人々の当事者活動を育成・支援すること	市民社協、ボランティアセンター武蔵野が担うべき役割と考えます。行政の役割は、側面支援と考えます。
33	地域福祉活動支援	テンミリオンハウスは、施設毎に1つ1つのが内容が違う。各施設同士が情報交換して何が地域に一番役立つテンミリオンか位置付けを見直してほしい。また、地域社協との交流や地域に関われること、新しい利用者の開拓も大事。 テンミリオンハウス関係者 現実には問い合わせが多い。在宅介護支援センターにつなぐことも多い。テンミリオンハウス同士の交流もしている。地域の方がテンミリオンハウスに見に来るといことが少ない。	72ページに、テンミリオンハウスのあり方の検討について追加して記述を変更しました。
34	地域福祉活動支援	桜堤3丁目にテンミリオンハウスを整備してほしい。	72ページに、テンミリオンハウスのあり方の検討について追加して記述を変更しました。
35	地域福祉活動支援	中町地区にテンミリオンハウスの建設をぜひお願いしたい。	72ページに、テンミリオンハウスのあり方の検討について追加して記述を変更しました。
36	安全・安心	大規模災害時のために、市内の高齢者施設と市との間で救護に関する協定等を結ぶこと。	二次避難所としての役割を想定しており、今後体制を考慮すべきと考えます。
37	安全・安心	地震・災害の時の知的障害児の避難生活(奇声を発したりパニックを起こす事)への配慮と対策を考えていただきたい。	130ページの福祉施設の避難場所の充実で記載しました。

\*「取り扱い方針」欄に記載のページは本計画書の記載箇所に合わせてありますが、参加者の発言・意見の要旨は「中間のまとめ」に対するものとなっております。

	体系分類	発言・意見の要旨	取り扱い方針
38	生活弱者の支援	「中間のまとめ」27ページの自立支援プログラムとは具体的に何か。	39ページに脚注の記述を追加しました。生活保護受給者の自立を支援するために就労指導員を積極的に活用して就労支援をしていきます。
39	生活弱者の支援	ホームレスや生活困窮者の現状や取り組みにあるのと同様に、高齢の経済弱者に対しどう手を差し伸べていくのか明記してほしい。	経済的困窮者に対しては、生活保護法の適用はもちろんです。地域で孤立しないことが重要と考えます。
40	災害時対策	災害時の医薬備蓄品にインシュリンを加えてほしい。災害時に保険証など持って出られないのでその対策も	防災担当課に要望を伝えました。
41	新しい仕組みづくり	福祉公社を権利擁護センターとして固定するなら、福祉公社の有償家事援助が介護保険の導入後も継続されているのはなぜかを分析・検討し、再編成してほしい。	41ページに記載した、既存のサービスの再編と在宅生活を支える新しい仕組みの構築において行います。
42	新しい仕組みづくり	要介護認定されるとヘルパーが入り、地域的なつながりがなくなってしまう。介護保険でできない部分で共助のシステムが必要。	要介護認定されても介護保険だけで全てをまかなうことはできませんので、そこから漏れる部分は地域での共助が必要で、その体制づくりを推進していくことを計画の中で記載しました。
43	新しい仕組みづくり	親子3代にわたって暮らしている。地域のほとんどの高齢者を知っている。これからの大事なことでないか。	地域にどのような方が住んでいて、どのようなニーズがあるのか、いろいろな仕組みを作っていかなければ、少子高齢社会で豊かな地域社会を実現できないと考えます。
44	保育教育の充実	障害者の性的問題、結婚、出産、子育ての支援を。	130ページの生活支援センターの整備で記載しました。
45	情報提供	障害者・高齢者が欲しい情報を収集・整理して提供する仕組みづくりを。セキュリティ(災害時等)、医療面(緊急手当て時)などを整理して情報提供できるように行政側の情報のストック方法を考えること。	45ページの総合的な情報提供体制の整備および131ページの情報収集・提供システムの充実で記載しました。
46	バリアフリー	重度の障害者が、地域で暮らす上で賃貸住宅を借りることが難しい。また市内には公共住宅が少ない。民間の住宅だと設備的な問題があり、改善も含めて検討してほしい。	132ページに公営住宅のユニバーサルデザイン化の推進について記載しましたが、民間の賃貸住宅では住宅改造にも限界があると考えています。
47	バリアフリー	バリアフリーの項で精神障害者について、警察官への啓発活動をあげてください。	127ページの普及・啓発活動の充実で記載しました。
48	保健医療	精神障害者の支援体制を市はコーディネートしていただきたい。	131ページの精神障害のある人の訪問指導の充実で記載しました。
49	保健医療	自己注射が必要な難病児。アメリカでは、学校で看護師が対応。86ページの保健医療の充実のにせてほしい。	学校教育など関連する機関に要望を伝えました。
50	包括支援センター	日常生活圏域がなぜ6つではなく、3つなのか。できるならば今の在宅介護支援センターの地区割りぐらいでやっていただけないか。	52・53ページの日常生活圏域設置の考え方でスタートしたいと考えています。
51	包括支援センター	御殿山2丁目地域は中部地域に組み込まれて福祉の会などの市民活動を行ってきた。今計画では(御殿山地区は東部に組み込まれているため)寸断された形となっている。	生活圏域の設定については学校区域と同一にするなど色々な案を検討しましたが、どの案にもデメリットがあり結果として52ページのような提案となりました。
52	相談の充実	発達障害者支援法との関連性を明記してほしい。東京都自閉症・発達障害支援センターとの関係性も明記してください。	130ページの発達障害児(者)の相談事業などの検討で記載しました。
53	介護保険サービス事業者	介護保険を支える労働力、人材という基盤のことを記載する必要がある。	武蔵野市だけではなく、もう少し広域的な問題と考えています。武蔵野市の場合サービス供給量は順調に増え、量的には充足していると考えています。
54	第三者評価	福祉サービス提供事業者に対し市民と被保険者が入り評価を直営で行えないか。	事業者に対して実際に評価を行う機関には第三者性が求められるため、直営は難しいと考えますが、評価結果の情報公開等、第三者評価の維持などにおいては市民の意見を取り入れていくことが必要と考えます。
55	第三者評価	病院のサービス評価をしてほしい。	(財)日本医療機能評価機構が第三者評価を行っています。受審は任意であり、本計画にはなじまないと考えます。
56	サービスの質の向上	行政内部の担当部署間の連携を強化してほしい。	34ページの「地域福祉を支える基盤の強化」に記載しました。
57	サービスの質の向上	満足度調査と自立支援は相反する部分がある。	満足度調査はサービスの質をチェックする面がありますが、言われたとおり何でもすれば満足度が高くなりますので、注意が必要と考えます。
58	サービスの質の向上	福祉オンブズマン制度の導入	社会福祉基礎構造改革により「措置」から「契約」への転換が図られ、社会福祉法の改正、介護保険制度や支援費制度が導入されました。この転換の中で行政の役割は、直接サービスの提供を行うことから、事業者が提供するサービスの質の確保と利用者の保護にシフトしました。これを契機に福祉オンブズマン制度を導入した自治体もありますが、武蔵野市では、新たに「高齢者福祉総合条例」を制定し、これに基づき「武蔵野市介護サービス事業者等調査指導実施要綱」を定め、介護保険の保険者として調査・指導による苦情解決を図ってきたところです。一方、介護保険サービス以外の苦情解決・利用者救済機関については、福祉公社の権利擁護センターに平成16年よりお願いしています。44ページの「苦情解決システムの充実」に処理結果の公表にあたる制度を検討することを追加します。

\*「取り扱い方針」欄に記載のページは本計画書の記載箇所に合わせてありますが、参加者の発言・意見の要旨は「中間のまとめ」に対するものとなっております。

	体系分類	発言・意見の要旨	取り扱い方針
59	基盤整備	介護保険の改定に伴い、これまで受けられた援助が受けられなくなる人が出てくる。生活に必要な、介護保険で足りない部分を補う体制を確立する作業をしてもらいたい。	介護保険導入時にサービス水準維持のために創設した日常生活支援事業の活用を検討します。
60	施設整備	サテライト型小規模特養ホームの開設を進めてはどうか。	介護保険料の設定及び事業者の参入の可能性が低いことが考えられ、計画に盛り込むことは困難と判断しました。
61	施設整備	地域密着という路線を目指すのであれば、遠い所の特養などを確保して住むというのではなく、地域に密着したものを出してほしい。	住み慣れたところに住み続けられるということをめざしています。ただし、経費がいくらかかっても良いということにはならないと考えます。介護保険は経費がかかれば保険料にもはね返るので、より効率的な計画になるよう考えています。
62	施設整備	中町地区にデイサービスの建設をぜひお願いしたい。	中町地区には事業所はないものの、周辺地域には事業者が多く、供給については充分対応できると考えています。
63	サービス基盤の整備	聾の人たちの老人ホームを作ってほしい。	広域性が求められるため、聾の方専用の老人ホームの設置は現段階では困難です。
64	サービス基盤の整備	精神障害のある人にもガイドヘルプサービスを利用できるようにしてほしい。体調の変化に迅速に対応できる柔軟なサービスや配食サービスなど、精神障害のある人には利用できないものが多く、遅れている。	障害者自立支援法では、3障害を一元化していくという方向が示されていますが、計画に具体的な事業内容まで記載できる段階にないと考えます。
65	サービス基盤の整備	障害のある人への入浴サービスは、24時間とは言いませんが入りたいときにいつでも入れるように、回数ももっと増やしてほしい、できれば毎日。	現在のサービスの枠内では、目標値として毎日行うことは困難と考えます。
66	サービス基盤の整備	具体的取り組みの項目は良い。精神障害者の通所施設は、23区と比較して遅れている。23区を参考に実施してほしい。早い実施を期待。どのくらい予算化できるか。	第5回の障害者計画部会で数値目標について検討し、記載しました。
67	サービス基盤の整備	5人につきヘルパー1人というようなサービスも受けられるようにしてほしい。	国の施策により検討します。
68	利用促進助成	介護保険サービス利用者本人負担分の7%助成については、段階的に見直したい、と書かれているが、段階的と言わずいきなり廃止して良いと思う。サービス利用者が10%払うのは当然。そのかわり、本当の低所得者が居宅サービスを受けられるようにはっきりと書くべき。	85ページに記載したように、居宅サービス利用促進助成事業は見直しの時期に来ていると考えます。
69	利用促進助成	中間のまとめでの「7%助成廃止」は成り立たないのではないかと。市が行ったアンケートでは制度の継続や拡充を望む声が多い。絶対に行うべきではない。	85ページに記載しましたように、居宅サービス利用促進助成事業は見直しの時期に来ていると考えます。
70	利用促進助成	7%補助における訪問介護の利用量の多さについて、促進していくことが良いことだという評価をされているのか？	82ページに記載しましたように、居宅サービス利用促進助成事業は介護保険制度導入によるサービス水準の維持・利用促進に効果があったとは評価していますが、85ページに記載しましたように、見直しの時期に来ていると考えます。
71	サービス給付	特別養護老人ホームにおける常時医療的ケアが必要な方の受け入れについて、市でのガイドラインの設定とそれに見合う援助が必要ではないか。	常時医療的ケアに関しては、特別養護老人ホームの機能では困難であると考えます。
72	サービス給付	ヘルパーの待遇と必要量について書かれていない。支える側について記述がなければ、ヘルパーを確保することもできないし、高齢者を支えることもできない。	87・88ページにサービス利用時間を示しています。
73	サービス給付	行政はトータルの数字で書くが、何時間必要なら、何人ヘルパーが必要かという計算がない。	ヘルパーが何人必要かということは介護の必要量から決まってくると考えます。
74	介護保険料	保険料については在宅重視で、アップ額を最低限にしてほしい。	保険料は介護サービスの水準と負担のあり方の議論を重ね記載のとおりとなりました。
75	介護保険料	保険料はなるべく少なくする方針を採ってほしい。今は新制度の細部も決まらず、しかし答えを出さなければ行けない状況。そういう認識は共有しながら、問題が一体どこにあるのかを市民と一緒に掘り下げながら答えを出していく、という姿勢をもって検討してもらいたい。	保険料は介護サービスの水準と負担のあり方の議論を重ね記載のとおりとなりました。
76	介護保険料	設定を細分化して、低所得者の保険料を下げるができる。6段階の国モデルではなく、10段階の設定を求める。	保険料を納める市民の所得分布や公平性などを勘案し、国基準以上の多段階化が望ましいとの結論に達し、108ページの記述を追加しました。

\*「取り扱い方針」欄に記載のページは本計画書の記載箇所に合わせてありますが、参加者の発言・意見の要旨は「中間のまとめ」に対するものとなっております。

体系分類	発言・意見の要旨	取り扱い方針
77 その他	計画全体に、数値目標、財源、予算、スケジュール、事業の推進責任者、進捗チェック方法、優先順位等具体策を書き込むこと。	介護保険制度改正、障害者自立支援法制定に伴う国の基準が示されていないので「中間のまとめ」には記載できませんでしたが、可能な限り数値目標を掲載します。 現在の計画づくりの仕組みの中に財源保障の制度がないので施策ごとの財源と予算の記述は難しいです。ただし、介護保険については、サービス給付と保険料がリンクしているので、サービス単価、保険料、数値目標の中で読み取れることはできると考えます。 事業推進責任者は市長ですので、行政が責任を持って事業の推進に努めます。 スケジュールおよび進捗チェック方法は、15ページに記載のとおりです。 優先順位は総論における重点課題に対応する事業、高齢者計画及び障害者計画の重点施策に対応する事業を原則として優先します。
78 その他	武蔵野市福祉バンクを創設し、税金はやや高いけど、これだけサービスが受けられるという仕組みをつくれれば、受け入れられる可能性はあるのでは。	福祉サービスを受ける人受けられない人がおり、高い負担を望まない人も少なくありません。武蔵野市が掲げてきた「良福祉・中負担」とは、サービスを受ける人と負担する人とのバランスの中で、限りある社会資源を最適な組み合わせで活用していこうというものです。税および介護保険料以外に新たな負担を求める考えはありません。
79 その他	地域包括支援センターの「創設」と「設置」とある。また、地域支援事業の「実施」と「取り組み」とあるが、どう違うのか。	それぞれ、「設置」、「実施」に記述を変更しました。
80 その他	「中間のまとめ」52ページに「社会資源」といった言葉があるが、このような用語は市民に分かり易いように改めてほしい。	54ページのとおり記述を変更しました。
81 その他	福祉に対する思いを大事にして取りこぼしのないようにしてほしい。	行政が取り組むべきかどうかも含めて議論して取りこぼしがないように努めます。
82 その他	高齢者計画と障害者計画の基本政策の中身が同じなのはおかしいのでは。	基本理念は「住み慣れたところで住み続ける」というところまで一致しており、具体的なところは個別の計画で示しています。
83 その他	背景が、人口・財政問題が中心だが、他にも、市民の価値観の変化や経済的变化、技術の変革など、触れていただきたい。	9・10ページについては、将来展望がある程度可能な人口と財政について記述したものです。
84 その他	福祉総合計画の体系の上に理念・哲学があり1つであるのは当然。その下に基本政策が3つあるが、それらは違ってしかるべきではないか。人口・財政的背景があるのは当然だが、それと同じくらい重要な背景要因があるのではないか。	この計画は、各個別計画を一体的なものとして策定しているため、基本的な施策の方向は統一していくべきと考えています。9・10ページに背景要因として定量的な予測がしやすいものを記載し、また、3ページの第1項を修正しました。
85 その他	障害者計画の書き方は検討します、推進します、図ります等ばかりで玉虫色になっている。具体的に、この施設はどう使うとか具体的に書いてもらおうと読んでわかりやすいし、説得力があると思う。どうしてこんな表現なのかとても気になる。	数値目標については、第5回障害者計画部会で検討し、記載しました。
86 その他	整備、育成、推進、促進の言葉ではわかりづらい。実効性をどう数値化するか。	第5回障害者計画部会で目標値を検討し、記載しました。
87 その他	障害者自立支援法への対策を具体的に記述してほしい。	政・省令が出ていないため、詳細については記述できませんでした。

\*「取り扱い方針」欄に記載のページは本計画書の記載箇所に合わせてありますが、参加者の発言・意見の要旨は「中間のまとめ」に対するものとなっております。